

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

従うべき 又は 参酌すべ き基準	項目	茨木市	国基準
参酌	事業者の一般原則		<p>①利用者の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して運営を行わなければならない。</p> <p>②地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>③運営内容について自ら評価し、結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>④場所の構造設備は、保健衛生及び危険防止に考慮して設けなければならない。</p>
参酌	非常災害対策		<p>①消火器等の消火用具等非常災害に必要な設備を設けるとともに、計画を立てて不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。</p> <p>②避難及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。</p>
参酌	職員の一般的要件		①職員は、健全な心身、豊かな人間性と倫理観を持ち、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
参酌	職員の知識及び技術の向上		<p>①職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得等に努めなければならない。</p> <p>②事業者は、職員に対し、その資質の向上のため研修の機会を確保しなければならない。</p>
参酌	設備の基準		<p>①遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>②専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。</p> <p>③専用区画並びに設備及び備品等は、専ら事業の用に供するものでなければならない。支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>④専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>
従う	職員		<p>①事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>②支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。 ただし、1人を除き補助員をもってこれに代えることができる。</p> <p>③支援員は、次のいずれかに該当し、都道府県研修の修了者でなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士資格を有する者</li> <li>・社会福祉士の資格を有する者</li> <li>・2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>・教諭資格を有する者</li> <li>・大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又は相当する課程を卒業した者</li> <li>・大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又は相当する課程を卒業し、大学院への入学が認められた者</li> <li>・大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又は相当する課程を卒業した者</li> <li>・外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科又は相当する課程を卒業した者</li> </ul>
参酌			④1つの支援の単位の児童数は、おおむね40人以下とする。
従う			⑤支援員及び補助員は、専ら支援の提供に当たるものでなければならない。ただし、支障がない場合はこの限りでない。

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

従うべき 又は 参酌すべ き基準	項目	茨木市	国基準
参酌	児童を平等に 取り扱う原則		①事業者は、国籍、信条又は社会的身分によって差別的取り扱いをしてはならない。
参酌	虐待等の禁止		①職員は、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
参酌	衛生管理等		①事業者は、設備、食器又は飲用水等は、衛生管理に努め、必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、感染症又は食中毒が発生、蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ③事業所には、必要な医薬品等を備え、適正に管理しなければならない。
参酌	運営規程		①事業者は、事業所ごとに次の運営規程を定めておかなければならない。 1 目的及び運営の方針 2 職員の職種、員数及び職務の内容 3 開所日、時間 4 支援の内容及び提供につき利用者の保護者が支払うべき額 5 利用定員 6 事業利用にあたっての留意事項 7 緊急時等における対応方法 8 非常災害対策 9 虐待の防止のための措置に関する事項 10 その他運営に関する重要事項
参酌	備える帳簿		①事業者は、職員、財産、収支、利用者の処遇の状況の帳簿を整備しておかなければならない。
参酌	秘密保持等		①職員は、正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしてはならない。 ②事業者は、職員であった者が正当な理由なく、秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
参酌	苦情処理等		①事業者は、利用者又は保護者からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、行った支援に対し市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 ③事業者は、運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。
参酌	開所時間及び 日数		①事業者は、次の時間以上を原則に、事業所ごとに開所する時間を定める。 1 学校の休業日 1日につき8時間 2 学校の休業日以外 1日につき3時間 ②事業は、1年につき250日以上を原則として開所する日数を定める。
参酌	保護者との連 絡		①事業者は、利用者の保護者と密接な連絡を取り、支援の内容等について理解と協力を得るよう努めなければならない。
参酌	関係機関との 連携		①事業者は、市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関と連携して支援にあたらなければならない。
参酌	事故発生時の 対応		①事業者は、事故が発生した場合は、速やかに市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。